

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（様式第1号）

## 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和7年〇月〇〇日

山梨県知事 殿

個人事業主は個人の住所や氏名を記入

（申請者）

郵便番号 400-〇〇〇〇

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職 代表取締役社長

代表者の氏名 山梨太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

最長で令和8年10月16日を事業実施期間の末日とすることができます。

補助対象経費のみを記入

（設備費、設計費、工事費、行政書士費用のみとし、消費税及び地方消費税等の補助対象外経費を除く）

### 1 補助対象経費及び補助金申請額等

(1) 補助対象経費 金 4,865,000 円（税抜）

(2) 補助金申請額 金 3,100,000 円

(3) 行政書士に申請等代行を依頼した場合、その契約日 令和 7年〇月〇日

(4) 事業実施期間

交付決定通知日又は行政書士との契約日、もしくは事前着手届記載の着手予定日から令和8年〇月〇日まで

事業実施期間中に事業に着手（契約・発注）し、設備の納品や工事の施工、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続きを全て完了する必要があります。

### 2 実施する内容

（別紙）補助事業計画書のとおり

#### 1. 申請者連絡先（申請者と同じ法人に属する担当で、平日9～17時に連絡が取れること）

所属・役職： 総務部 部長

氏名： 山梨次郎

固定電話： 055-〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話： 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX： 055-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail： [yamanashi\\*\\*\\*\\*@co.jp](mailto:yamanashi****@co.jp)

※設備導入後における立入検査等の連絡先にも使用するため、設備導入関係業者の連絡先は記載しないこと。申請者の連絡先でないことが判明した場合は、不交付決定とします。

#### 【申請代行者（行政書士）】

氏名： 甲州士郎

事務所名： 〇〇行政書士事務所

固定電話： 055-〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話： 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX： 055-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail： [kousyu\\*\\*\\*\\*@co.jp](mailto:kousyu****@co.jp)

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1-1号）

## 補助事業計画書

### 1 事業者の概要

事業者名 ※1	株式会社 山梨コーポレーション												
法人番号 ※1、※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
住所 ※1	山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇												
法人設立年月日 （個人事業の開業年月日）	平成10年4月1日												
主たる業種 ※3 （該当に〇）	卸売業			小売業			サービス業			製造業その他			
資本金額	5,000万円												
常時使用する従業員数 ※4	150名												
補助対象事業所における電気代等の負担者 ※5	株式会社 山梨コーポレーション ※申請者と電気代等の最終負担者が異なる場合は、申請できません。												
第1～5次の補助金の受領の有無 ※6	有 ・ 無 ※第1～5次募集で交付決定を受けて導入した省エネ設備・再エネ設備の更新は、第6次募集の補助対象外です。												
第1～5次申請の交付決定日及び番号 ※7	第1次：令和4年〇月〇日付け						第〇〇〇〇号						
	第2次：令和5年〇月〇日付け						第〇〇〇〇号						
	第3次：令和5年〇月〇日付け						第〇〇〇〇号						
	第4次：令和6年〇月〇日付け						第〇〇〇〇号						
	第5次：令和7年〇月〇日付け						第〇〇〇〇号						
商工会・商工会議所の会員の場合は、その名称	〇〇〇〇 商工会・商工会議所 ※複数の団体の会員である場合は、3つまで記入してください。												

個人事業主は個人名を記入

個人事業主は個人の住所を記入

- ※1 事業者名、法人番号（法人の場合）、住所、申請区分、補助金額等は公表項目となります。個人事業主の場合は、店舗名や屋号ではなく、個人名を記入してください。
- ※2 法人の申請者は、下記サイトで検索可能な13桁の数字を記入してください。  
国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）
- ※3 該当する中小企業基本法上の「類型」に〇をしてください。（申請要領7～8ページ）
- ※4 常時使用する従業員の数であり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を記入してください。
- ※5 最終的な電気代等負担者の名称（法人の場合は会社・組合の名称、個人事業主の場合は個人名）を記入してください。申請者自らが負担していない場合は補助対象外です。
- ※6 第1～5次募集における交付決定の有無について、該当ある場合は〇をしてください。
- ※7 第1～5次募集における本補助金の交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

### 2 みなし大企業に該当しないことの確認（個人事業主はチェックしない）

自社について、以下の（ア）～（オ）全てに該当する。  （ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していない中小企業者である。 （イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していない中小企業者である。 （ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていない中小企業者である。 （エ）発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記（ア）～（ウ）に該当する中小企業者が所有していない中小企業者である。 （オ）上記（ア）～（ウ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めていない中小企業者である。	確認  <input checked="" type="checkbox"/>
--	---

※1 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者です。

※2 上記（ウ）の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。

### 3 事業活動及び事業所について

事業活動及び事業所について
<p style="color: red;">当社は平成10年4月に設立し、平成12年4月に甲府市に本社工場を開設した。さらに、平成21年4月には甲府第2工場を設立。令和7年3月現在、資本金は5,000万円、従業員は150名となっている。当初は電卓や電子部品を用いた玩具などの組立を行っていたが、ISO取得や当社の強みであるQCDの徹底により、大手電気メーカーからの受注増加に伴って取扱品目が増加し、現在はプリンターなどの民生品に加えて、車載用の電子部品の製造・組立を行っている。</p> <p style="color: red;">主力製品を製造する甲府第2工場はDX化による生産性向上の取組を進めるとともに、省エネ診断を受けて設備更新を検討するなど、原価低減を推進している。</p> <p style="color: red;">なお、令和6年度決算は、上期は世界情勢による部材供給不安定化に伴って生産数は落ち込んだものの、下期にかけて徐々に回復し、通年の売上高は前年度比5%増となる見込み</p>

### 4 資金調達内訳（全補助対象事業所分の総額）

（単位：円）

事業費の総額（税込） =①+②+③+④	補助金 ①	自己資金 ②	借入金 ③	その他 ④
5,500,000円	3,100,000	1,400,000	1,000,000	
借入金の調達先（金融機関名）：○○銀行				

※ 事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。（見積もり金額の総額）

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳（申請事業所ごとに作成・記入）

補助対象事業所の名称		甲府第2工場	事業所 番号	1 / 2	
事業所の開設年月		平成21年4月			
補助対象事業所の所在地 (住所)		甲府市丸の内〇—〇—〇			
省 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	LED照明器具	〇〇〇・ABC-123 他	10	1,900,000
	2	電気式パッケージエアコン	〇〇〇・DEF-456	2	2,665,000
	3				
	4				
	5				
各設備の補助対象経費が見積書等で容易に判別できる よう明示し、見積書の補助対象経費と一致すること					
補助対象経費の合計（税抜）					4,565,000円
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限3,000,000円、下限150,000円）※					3,000,000円
再 工 ネ 設 備 導 入	番号	設備の種別	機種名・型式等	台数	補助対象経費 (円、税抜)
	1	自家消費型太陽光発電 設備			
	2	定置用蓄電池			
	3	太陽熱利用設備			
補助対象経費の合計（税抜）					円
補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、 上限6,000,000円、下限1,000,000円）※ (ただし、太陽熱利用設備の場合、下限250,000円)					円
申 請 等 の 代 行	申請手続き等を依頼する行政書士の氏名				補助対象経費 (円、税抜)
	甲州士郎（事務所名： 〇〇行政書士事務所）				300,000円
	補助金の額（補助対象経費の10/10以内、千円未満切捨、 上限100,000円）※				100,000円

※1 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

※2 複数事業所を申請する場合は、右上に番号を記入してください。

・例えば、2事業所目は「2 / 2」と記入してください。

・1事業所のための申請の場合は空欄としてください。

※3 補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

※4 補助率は、省エネ設備導入と再エネ設備導入が2 / 3、申請等の代行が10 / 10です。

※5 設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

### 6 事業効果（申請事業所ごとに作成・記入）

事業所の名称	甲府第2工場	事業所番号	1 / 2
--------	--------	-------	-------

#### 【省エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（A）	4,565,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	3,000,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
既存設備の年間エネルギーコスト実績額（B）	水銀灯 300,000 円/年	直近1年間のエネルギーコストの実績額（税抜）
	I7J1 200,000 円/年	
導入設備の年間エネルギーコスト見込額（C）	LED 100,000 円/年	導入後1年間のエネルギーコストの見込額（税抜）
	I7J1 150,000 円/年	
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（D）	LED 200,000 円/年	(B) - (C)
	I7J1 50,000 円/年	
耐用年数（E）	LED 15 年	法定耐用年数（処分制限期間）
	I7J1 6 年	
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（F）	LED 3,000,000 円	(D) × (E)
	I7J1 300,000 円	

見込額（D）は、実績額（B）と同一条件で稼働した場合の見込みを記入してください。

#### 【再エネ設備導入に係る事業効果】

項目	金額等	算出方法
補助対象経費（G）	9,500,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
補助金の額	6,000,000 円	「5 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記
設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（H）	1,000,000 円/年	年間エネルギーコストの削減見込額（税抜）
耐用年数（I）	17 年	法定耐用年数（処分制限期間）
設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（J）	17,000,000 円	(H) × (I)

- ※1 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談の上、ご記入ください。
- ※2 設備の稼働時間や電気料金単価等の実績から算出し、決算書や確定申告書に記載された電気代等の金額との整合が図られているか確認してください。申請書提出後の修正は受け付けませんので、十分に確認した上で提出してください。
- ※3 審査時に金額等の算出根拠資料の提出を求めることがあります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態（設備の稼働状況等）と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。
- ※4 (B)、(C)、(D)、(E)、(F) について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1～2号）

申請者・内容により提出書類は異なります。必ず確認してください。

## 提出書類チェックリスト（交付申請書）※法人用

- ・省エネ設備は1～17、再エネ設備は1～10及び18～27の書類をチェック☑してください。
- ・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号（1～29）を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項（※）	確認
I 共通	1	全て	補助金交付申請書（様式第1号） ※複数事業所を申請する場合であっても、1申請書にまとめてください。	☑
	2	全て	補助事業計画書（添付様式第1-1号）	☑
	3	全て	提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第1-2号）※確認及び署名	☑
	4	全て	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証書の写し ※認証の申請中である場合は、認証申請手続き後に送られてくるメールの写し ※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可	☑
	5	全て	誓約書（添付様式第2号）	☑
	6	全て	不正事項に関する確認書（添付様式第2-1号）	☑
	7	法人	履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの、 <b>原本</b> ） ※第1次募集～第5次募集において交付決定を受けた事業者から申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。	☑
	10	全て	県税に未納がない旨の証明書（ <b>原本</b> ） ※令和7年10月9日以降に発行されたもの	☑
	11	組合等	組合に関する次の①、②の資料（ <b>写し</b> ） ① 定款 ② 役員名簿、組合員名簿（直接又は間接の構成員がわかるもの）	
	II 省エネ	12	全て	更新設備（省エネ設備）の比較整理表（添付様式第3号）
13		全て	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ① 導入機器がSIIに登録されている場合は、登録型番等が記載されたWebページ ② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、LED照明器具へ更新する場合は添付不要） ※該当する箇所にマーカー等により明示すること。	☑
14		全て	既存設備に関する次のA、Bの書類 <b>A</b> 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるように、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。 <b>B</b> カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可。34、35ページ写真例のとおり。） ③設備の全体（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、エアコン	☑

第1～5次募集で交付決定を受けて導入した設備の更新は、第6次募集の補助対象外です。

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

		<p>や分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）                  ※参考例は34、35ページのとおり。                  ※令和7年10月9日以降に撮影したもの（現況確認のため）                  ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるように室名の記載等、適宜注釈を付けること。                  ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>		
15	全て	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載）                  ※見積総額50万円以下（税込）の場合、1者のみの見積書（写し）で可。                  ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。                  ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
16	全て	<p>導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様を確認できるもの）                  ※導入予定の設備の確認箇所にマーカー等をする事。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
17	全て	<p>補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、<b>原本</b>）                  ※第1次募集～第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。                  ※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付すること）。                  ※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。                  ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
18	対象者のみ	<p>賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）                  ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ                  ※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
Ⅲ 再 エ ネ	19	対象者のみ	<p><b>太陽光発電設備・蓄電池の場合</b>                  太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第1-4号）</p>	<input type="checkbox"/>
	20	対象者のみ	<p><b>太陽光発電設備の場合</b>                  太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第1-5号）</p>	<input type="checkbox"/>
	21	対象者のみ	<p><b>太陽熱利用設備の場合</b>                  エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意）                  ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。</p>	<input type="checkbox"/>
	22	全て	<p>導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様を確認できるもの）</p>	<input type="checkbox"/>

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

		※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。	
23	新設の場合	新設の場合 地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）	<input type="checkbox"/>
24	更新の場合	更新の場合 既存設備に関する次の[A]、[B]の書類 [A] 既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。 [B] カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とする可） ③設備の全体（各設備1台につき1枚） ④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚） ※令和7年10月9日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。 ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>
25	対象者のみ	太陽光発電設備・蓄電池の場合 設置設備に関する次の[A]及び[B]の書類 [A] 機器配置図またはシステム系統図 [B] 単線結線図 ※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。 ※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。	<input type="checkbox"/>
26	全て	導入機器の経費明細が記載された2者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書） ※工事費の内訳が分かるものを添付すること。 ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。 ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。	<input type="checkbox"/>
27	全て	設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、 <b>原本</b> ） ※第1次募集～第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。 ※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書 ※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。	<input type="checkbox"/>

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

	28	対象者のみ	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ ※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。	<input type="checkbox"/>
IV 申請代行	29	対象者のみ	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
	30	対象者のみ	行政書士からの見積書の写し（県内に事業所等を有する行政書士に限る） ※見積書は1者のみで可	<input checked="" type="checkbox"/>

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和7年〇月〇〇日

署名（自筆※） 山梨太郎

※自筆は、会社の代表者名または交付申請書の作成において最も責任を持った担当者の名称を記入してください。

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1～2号）

申請者・内容により  
提出書類は異なります。  
必ず確認してください。

## 提出書類チェックリスト（交付申請書）※個人事業主用

- ・省エネ設備は1～17、再エネ設備は1～10及び18～27の書類をチェック☑してください。
- ・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号（1～29）を記入してください。

分類	番号	提出対象者	提出書類 及び 注意事項（※）	確認	
Ⅰ 共通	1	全て	補助金交付申請書（様式第1号） ※複数事業所を申請する場合であっても、1申請書にまとめてください。	☑	
	2	全て	補助事業計画書（添付様式第1-1号） ※個人事業主は、「事業者名」に個人名を記入	☑	
	3	全て	提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第1-2号）※確認及び署名	☑	
	4	全て	豊かさ共創スリーアップ実践企業認証書の写し ※認証の申請中である場合は、認証申請手続き後に送られてくるメールの写し ※個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は認証に関する誓約書（添付様式第1-3号） ※アドバンス認証とプレミアム認証のどちらでも可	☑	
	5	全て	誓約書（添付様式第2号） ※個人事業主は、住所は店ではなく、個人（確定申告書）の住所、法人名は記入不要、代表者氏名は個人名を記入	☑	
	6	全て	不正事項に関する確認書（添付様式第2-1号）	☑	
Ⅱ 省エネ	8	個人事業主	確定申告書（第一表・第二表）及び青色申告決算書（全ページ）又は収支内訳書（電子申告の受信通知写し等を添付）（令和6年分、写し） ※事業内容及び事業状況、税務申告状況を確認するため、青色申告決算書又は収支内訳書の写しは必須です。	☑	
	9	個人事業主	本人確認書類（運転免許証（両面）、健康保険の被保険者証（両面）の写しなど、いずれか1つ） ※マイナンバーは黒塗りして判別できないように	☑	
	10	全て	県税に未納がない旨の証明書（原本） ※令和7年10月9日以降に発行されたもの	☑	
	12	全て	更新設備（省エネ設備）の比較整理表（添付様式第3号）	☑	
	13	全て	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ③ 導入機器がSIIに登録されている場合は、登録型番等が記載されたWebページ ④ メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、LED照明器具へ更新する場合は添付不要） ※該当する箇所にマーカー等により明示すること。	☑	
	14	全て	既存設備に関する次のA、Bの書類 A 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるように、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。	☑	
					☑
					☑

第1～5次募集で交付決定を受けて導入した設備の更新は、第6次募集の補助対象外です。

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

		<p><b>B</b> カラー写真（以下①～④全て）</p> <p>①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上）</p> <p>②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可。34、35ページ写真例のとおり。）</p> <p>③設備の全体（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚）</p> <p>※参考例は34、35ページのとおり。          ※令和7年10月9日以降に撮影したもの（現況確認のため）          ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載等、適宜注釈を付けること。          ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。          ※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。</p>		
15	全て	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載）</p> <p>※見積総額50万円以下（税込）の場合、1者のみの見積書（写し）で可。          ※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
16	全て	<p>導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの）</p> <p>※導入予定の設備の確認箇所にマーカ等をする事。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
17	全て	<p>補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、<b>原本</b>）</p> <p>※第1次募集～第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。          ※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付すること）。          ※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。          ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
18	対象者のみ	<p>賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）</p> <p>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ          ※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
Ⅲ 再 工 ネ	19	対象者のみ	<p>太陽光発電設備・蓄電池の場合</p> <p>太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第1～4号）</p>	<input type="checkbox"/>
	20	対象者のみ	<p>太陽光発電設備の場合</p> <p>太陽光発電設備の設置に係る確認書（添付様式第1～5号）</p>	<input type="checkbox"/>

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

21	対象者のみ	<p><b>太陽熱利用設備の場合</b></p> <p>エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意）</p> <p>※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。</p>	<input type="checkbox"/>
22	全て	<p>導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの）</p> <p>※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にメーカー等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
23	新設の場合	<p><b>新設の場合</b>地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地）</p>	<input type="checkbox"/>
24	更新の場合	<p><b>更新の場合</b></p> <p>既存設備に関する次のA、Bの書類</p> <p><b>A</b> 既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図</p> <p>※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。</p> <p><b>B</b> カラー写真（以下①～④全て）</p> <p>①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1枚以上）</p> <p>②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて1枚とすることも可）</p> <p>③設備の全体（各設備1台につき1枚）</p> <p>④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚）</p> <p>※令和7年10月9日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。</p> <p>※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>
25	対象者のみ	<p><b>太陽光発電設備・蓄電池の場合</b></p> <p>設置設備に関する次のA及びBの書類</p> <p><b>A</b> 機器配置図またはシステム系統図</p> <p><b>B</b> 単線結線図</p> <p>※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。</p> <p>※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
26	全て	<p>導入機器の経費明細が記載された2者以上（県内に事業所等を有する事業者に限る）の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書）</p> <p>※工事費の内訳が分かるものを添付すること。</p> <p>※県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由がある場合には、県外事業者からの見積書も可。</p> <p>※定価がある設備については、備考欄に定価を記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
27	全て	<p>設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、<b>原本</b>）</p> <p>※第1次募集～第5次募集において交付決定を受けた事業所と同一事業所での申請の場合であって、登記内容に変更がない場合はコピー可。</p> <p>※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書</p>	<input type="checkbox"/>

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

			<p>※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。</p> <p>※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。</p>	
	28	対象者のみ	<p>賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第4号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）</p> <p>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ</p> <p>※承諾書（添付様式第4号）及び確約書（添付様式第5号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。</p>	□
IV 申請代行	29	対象者のみ	依頼した行政書士の書士証票の写し、委任状の写し	☑
	30	対象者のみ	<p>行政書士からの見積書の写し（県内に事業所等を有する行政書士に限る）</p> <p>※見積書は1者のみで可</p>	☑

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和7年〇月〇〇日

署名（自筆※） 山梨太郎

※自筆は、会社の代表者名または交付申請書の作成において最も責任を持った担当者の名称を記入してください。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1-3号）

### 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書

私は、以下の内容について誓約いたします。

#### 記

私は現在、個人事業主として事業を営んでおり、現時点では従業員を雇用していません。

今後、事業の拡大等により従業員を新たに雇用する場合には、速やかに「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証取得に向けた手続きを開始し、認証を取得することを誓約いたします。

令和7年〇月〇日 山梨県知事 殿

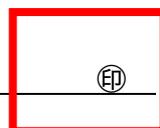
住 所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

（ふりがな） やまなしたろう

代表者氏名 山梨太郎

代 表 者

性 別 （ 男 ・ 女 ） 生年月日 （ 昭和 ・ 平成 ） 50年5月5日



### 豊かさ共創スリーアップ推進実践企業認証制度

山梨県では、働く人のスキルアップを通じて企業の生産性・収益の向上を図り、賃金向上につながる「スリーアップ」の好循環を実現するため、その取り組みを実践している企業を認証する新たな制度「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」を創設しました。

本制度では、従業員の成長、生産性向上と働きやすさ、賃金アップに取り組む企業を「スリーアップ実践企業」として認証し、企業イメージの向上や人材確保を支援します。

#### 1. 経営方針等の共有

経営者と従業員が企業の経営方針等将来像を共有する場の設定

#### 2. 意見等の尊重

従業員の意見や要望をくみ取る機会の設定

#### 3. スキルアップへの取り組み

従業員のスキルアップへの取組状況（CUU の受講など）

#### 4. 収益アップへの取り組み

従業員のスキルアップを収益アップへつなげる環境づくりの状況

#### 5. 賃金アップへの取り組み

従業員の適切な評価を行い、賃金アップをした状況

#### 認証区分

アドバンス認証・・・上記1.～3.の取り組みを実践していること

プレミアム認証・・・上記1.～5.の取り組みを実践していること

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1-4号）

<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 蓄電池	店舗併用住宅
<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
※該当する□に☑（チェック）	※該当する□に☑（チェック）

## 太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

### 1 導入設備の能力について

事業所の名称 〇〇事業所

太陽光発電設備	40 kw
---------	-------

蓄電池容量	10 kwh
-------	--------

現在の電力使用量を記入

導入する太陽光発電の発電見込量を記入

### 2 導入設備の年間電力消費量（計画）について

（単位：kWh）

	導入前電力消費量 (A)	導入パネル発電量 (B)	導入後電力消費量 (A) - (B)
R6.11月	12,000	5,000	7,000
12月	12,000	5,000	7,000
R7.1月	12,000	6,000	6,000
2月	15,000	6,500	8,500
3月	15,000	6,500	8,500
4月	15,000	6,000	9,000
5月	12,000	5,500	6,500
6月	12,000	5,000	7,000
7月	12,000	4,500	7,500
8月	15,000	4,500	10,500
9月	15,000	5,000	10,000
10月	15,000	5,000	10,000
合計	162,000	64,500	97,500

※1 導入前電力消費量（A）は、補助対象事業所以外（自宅等）の使用電力は含めず、令和6年11月から令和7年10月までの実績により記入すること。また、令和7年8月から10月までの3ヶ月分の請求書等（写し）を添付すること。

※2 店舗併用住宅において、電気の系統が事業所と住居で分離されていない場合は、事業所部分の電力消費量を算出するための按分計算表を添付すること。（按分計算の方法も明記すること）

※3 添付する設備の根拠資料（カタログ等）については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分にマーカー等で明示すること。

※4 発電量のシミュレーションを添付すること。

※5 別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

### 3 蓄電池導入の考え方（エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法）

※蓄電池を導入することにより生じるエネルギーコスト削減効果、太陽光発電量及び消費電力量と導入する蓄電池の容量の関係性や削減効果額など、シミュレーションにより示してください。

※防災や災害時の仕様を目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明瞭の場合は、補助の対象外となります。

### 4 蓄電池導入の費用対効果

蓄電池導入費用（総額）A		3,000,000 円
蓄電池導入による直接的な経費削減額（年間） B	年間	360,000 円
蓄電池導入による投資回収期間 C 総額÷年間の経費削減額（A/B）		8.33 年

（Cを踏まえた費用対効果に対する考え方）

今回併せて導入した空調設備は、施設開設時（H15.4）から使用していたものであることを考え、同様の年数（20年程度）は継続使用することを鑑みると十分な削減効果を期待できる。

※ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

十分な費用対効果が見込まれない場合は、交付決定ができない場合があります。

蓄電池の補助対象設備の要件については、申請要領のP16を十分に確認してください。

#### 【申請要領抜粋】

防災や災害時の使用を主たる目的としている場合や、エネルギーコスト削減効果が不明な場合は、補助対象外となります。ご注意ください。

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第1－5号）

## 太陽光発電設備の設置に係る確認書

省エネ・再エネ補助金を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、次のとおり提出します。

### 1 【全て】設備場所

該当に○	設置場所
	屋根・屋上 ※既存の建築物であって、建築基準法等に適合するもの
○	野立て
	その他（ ）

### 2 【野立ての場合】山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

#### (1) 設置規制区域の確認

該当に○	規制区域の区分
	設置規制区域内 → 補助対象外ですので、申請できません。
○	設置規制区域外

#### (2) 「設置規制区域外施設の設置届出書」の提出について

該当に○	規制区域の区分
○	提出済（提出日：令和7年○月○日）
	これから提出する（提出予定日：令和 年 月頃）

### 3 【野立ての場合】山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

該当に○	景観配慮手続きの要否
○	要（実施予定日：令和7年○月頃）
	不要（理由： ）

#### 【問い合わせ先】

- ・ 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例  
山梨県 森林環境部 森林環境政策課 055-223-1503
- ・ 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例  
山梨県 富士山観光振興グループ 055-223-1316

#### ※注意事項※

申請要領等に基づき、交付決定があった場合でも、実績報告書審査や実地検査時に、関係法令に基づく手続きがされていないことが判明した場合には、補助金の不交付や返還命令等の対象となります。

確認日：令和 7 年 ○ 月 ○ 日

申請者署名・押印：代表取締役社長 山梨太郎

㊞

# 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第2号）

## 誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 山梨県の県税の未納がないこと。
- 2 山梨県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること。
- 3 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 4 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 5 4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- 7 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 8 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- 9 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 10 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 11 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て
- 12 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 13 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること。
- 14 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うこと。
- 15 同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還すること。

令和7年〇月〇日 山梨県知事 殿

住 所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

（ふりがな） かぶしきがいしゃ やまなしこーぽれーしょん

法 人 名 株式会社 山梨コーポレーション

（ふりがな） だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまなしたろう

代表者氏名 代表取締役社長 山梨太郎

代 表 者

性 別 （ 男 ・ 女 ） 生年月日 （ 昭和 ・ 平成 ） 50年5月5日

印

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第2－1号）

### 不正事項に関する確認書

補助金申請要領等を確認し、次の内容について確認をしました。

1 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担しておらず、今後も加担しません。

2 実質的還元等（※）に該当する事実が判明した場合は、いかなる理由であっても不交付決定となること、交付決定済みの場合は交付決定が取消となること、補助金交付済みの場合は補助金を返還することに同意します。

（※）申請者が、施工・見積業者やその関係会社から資金の還流を受けるなどして、設備導入総額に占める自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為。また、虚偽の書類を用いた補助金申請や、見積書や請求書を実経費より高額に作成し、補助金を過大に受領する行為。

3 実質的還元等が判明した場合は、申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表します。また、設備導入事業者が実質的還元等に関与していた場合は、設備導入事業者の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表されることを確認しました。

確認日 令和 7年 〇月〇〇日

申請者

代表者の役職・氏名（自筆署名） 代表取締役社長 山梨 太郎 印

※現地調査時にご本人の署名・印であるか照合・確認します

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第3号）

### 更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。  
 なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

○既存設備、導入設備の比較

事業所の名称 ○○事業所

No.	既存設備		更新（導入）設備		補助の条件
	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	①設備の種別 ②メーカー名 ③機器・型式等	台数	
1	① 蛍光灯 ② ③	7	① LED 照明器具 ② ○○○ ③ ABC-123	7	SII 登録
2	① 水銀灯 ② ③	3	① LED 照明器具 ② ○○○ ③ EFG-456	3	SII 登録
3	① パッケージエアコン ② ××× ③ 室内機 ABC-DEFG 室外機 BCD-EFGH	室内機 2 室外機 1	① パッケージエアコン ② ○○○ ③ 室内機 HIJ-KLMN 室外機 OPQ-RSTU	室内機 2 室外機 1	20○○年 省エネ基 準達成
4	① ② ③ <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     蛍光灯、水銀灯の場合は、 ②メーカー名                 </div>		① ② ③ <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     補助対象設備の条件を満た していることを明記してく ださい。                 </div>		
5	① ② ③ <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     ③機器・型式等 の記入は不要。                 </div>		① ② ③		

※1 カタログや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入してください。また、使用した根拠資料の写しを別添としてください（メーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。

※2 空調機の室外機/室内機など、1設備で2以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。

※3 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第4号）

設備設置等承諾書

令和7年〇月〇日

（承諾者）

住所 山梨県甲府市武田△-△-△

名称 株式会社 武田不動産

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 武田一郎

印

私は、自らが所有する土地または建物に、山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金の申請者が設置する次の補助対象設備について、同補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、法定耐用年数の間、設置および使用することを承諾します。

1 補助対象設備の設置及び使用を承諾する土地・建物

・土地の所在地：

・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

・設備の種類：省エネ設備・再エネ設備（※該当するものを〇で囲うこと）

※承諾する項目のみに記入すること（例えば、土地のみについての承諾の場合は、建物の欄は空欄にすること）

※賃貸借契約書や登記簿謄本などで確認できる住所を記入すること

2 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入

3 補助金の申請者

・申請者の名称：株式会社 山梨コーポレーション

・申請者の住所：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

承諾者の連絡先 ※本補助金審査時や処分制限期間の間に連絡する場合があります。

部署名：経理部

職・氏名：部長 武田 三郎

電話番号：055-□□□-□□□□

E-mail アドレス：takeda\*\*\*\*@co.jp

承諾書の発行をした方など、承諾書の内容について聞き取り可能な方を記入してください。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（添付様式第5号）

### 補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

令和7年〇月〇日

（申請者）

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇  
名称 株式会社 山梨コーポレーション  
代表者の役職・氏名  
代表取締役社長 山梨太郎

下記の補助事業の補助対象設備の設置場所について、賃貸借の契約更新をすることにより補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用することを確約いたします。

また、賃貸借の契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、返還に応じます。

- 1 補助事業の名称：省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金
- 2 対象設備の設備区分（種別）：申請書のとおり
- 3 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入
- 4 対象となる土地・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

#### 申請者の連絡先（担当者）

部署名： 総務部  
職・氏名： 部長 山梨次郎  
電話番号： 055-〇〇〇-〇〇〇〇  
E-mail アドレス： yamanashi\*\*\*\*@co.jp

第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（様式第6号）

令和7年〇月〇日

山梨県知事 殿

（申請者）

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎 印

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第7条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

1 事前着手する事業内容

空調設備、照明設備を省エネルギー性能の高い設備へ更新する。

2 事前着手の理由

導入予定の空調設備のメーカー在庫が少なく、早期に省エネ設備へ更新するためには、交付決定前に設備調達の契約を締結する必要があるため。

など

令和7年10月9日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

3 着手及び完了予定年月日

着手予定日 令和7年12月15日

完了予定日 令和8年6月30日

令和8年10月16日より後の完了となる場合は、補助対象になりません。

- ※1 着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日より前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。
- ※2 完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。
- ※3 完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（参考）賃貸借契約に代わる書類

甲は乙に対し、下記不動産を貸し付けていることを双方で確認しました。

・ 賃貸借の期間

令和○年○月○日 ～ ○年○月○日

期限の定めがない場合は、期限に定めがない旨を記入。

・ 土地の所在地：山梨県甲府市丸の内○-○-○

・ 建物の所在地：山梨県甲府市丸の内○-○-○

令和7年○月○日

甲

住所 山梨県甲府市宝○-○-○

名称

代表者の役職・氏名 山梨太郎 印

乙

住所 山梨県甲府市丸の内○-○-○

名称 株式会社 山梨コーポレーション

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山梨太郎 印

※ 賃貸により事業を行っているが、賃貸借契約がない場合には、賃貸借契約に替えて本書類を提出してください。

（例）

法人Aが個人Aから借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。

## 第6次募集中小企業用（受付期間：令和7年12月5日～令和8年2月20日）

（参考）建物などが未登記物件で登記事項証明書が提出できないが、法令上の問題がない場合に提出する書類

申請者「山梨太郎」は、本物件が未登記であることについて、不動産登記法上の問題がないことを確認しました。

- ・ 確認方法：司法書士〇〇氏に確認。
- ・ 法令上の問題がない理由：〇〇〇〇〇〇〇〇。
- ・ 建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇
- ・ 建物の所有者：〇〇 〇〇

不動産登記法上問題ないことを、具体的にどのように確認したのか、記入。

令和7年〇月〇日

申請者

住所 山梨県甲府市宝〇-〇-〇

名称

代表者の役職・氏名 山梨太郎 印

添付資料 土地の登記事項証明書

（注意）

申請する対象の建物などが未登記であることについて、法令上問題ないことを確認してください。

また、補助金交付後であっても、法令上の問題があることが判明した場合には、誓約書（添付様式第2号）の誓約事項「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合」であることを理由に、補助金の返還等に応じていただきます。

（不動産登記法参考）

○第47条第1項

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

○第164条

第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。